

県内中小クレジット検証ガイドライン 新旧対照表

(R02.4)

改正後	改正前
<p>P1 <u>本県では、令和2年3月に策定した県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2013年比26%削減するという目標を掲げている。</u></p> <p>P5 (2) 県内中小クレジットの有効期間 ・ 第一計画期間（平成23～26（2011～2014）年度）の削減量 第一計画期間及び第二計画期間（平成27～<u>令和元</u>（2015～2019）年度）の目標達成に利用可能 （充当手続は、整理期間終了時（<u>令和3</u>（2021）年9月末）まで可能） ・ 第二計画期間（平成27～<u>令和元</u>（2015～2019）年度）の削減量 第二計画期間及び第三計画期間（<u>令和2～6</u>（2020～2024）年度）の目標達成に利用可能 （充当手続は、整理期間終了時（<u>令和8</u>（2026）年9月末）まで可能） ・ 第三計画期間（<u>令和2～6</u>（2020～2024）年度）の削減量 第三計画期間及び第四計画期間（<u>令和7～11</u>（2025～2029）年度）の目標達成に利用可能 （充当手続は、第四計画期間の整理期間終了時（<u>令和13</u>（2031）年9末日）まで可能）</p> <p>検証チェックリスト 2.1 高効率パッケージ形空調機の導入（第3号様式その7） 検証チェック項目 <u>APFpで評価を行う場合、対策後の機器がガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のグリーン購入法判断基準値に準拠しているか。</u></p> <p><u>GHP+EHP 一体型システムの場合、GHP と EHP を独立した機器として入力され、種別はGHP と EHP その他が選択されているか。</u></p> <p><u>冷媒蒸発温度自動変更機能が選択されている場合、当該機能を有する機器であることを根拠書類で確認できるか。</u></p>	<p>P1 <u>本県では、平成21年2月に策定し、平成27年3月に改訂した埼玉県地球温暖化対策実行計画（「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」）において、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年比21%削減するという目標を掲げている。</u></p> <p>P5 (2) 県内中小クレジットの有効期間 ・ 第一計画期間（平成23～26（2011～2014）年度）の削減量 第一計画期間及び第二計画期間（平成27～<u>31</u>（2015～2019）年度）の目標達成に利用可能 （充当手続は、整理期間終了時（<u>平成33</u>（2021）年9月末）まで可能） ・ 第二計画期間（平成27～<u>31</u>（2015～2019）年度）の削減量 第二計画期間及び第三計画期間（<u>平成32～36</u>（2020～2024）年度）の目標達成に利用可能 （充当手続は、整理期間終了時（<u>平成38</u>（2026）年9月末）まで可能）</p> <p>検証チェックリスト 2.1 高効率パッケージ形空調機の導入（第3号様式その7） 検証チェック項目 （追記）</p> <p>（追記）</p> <p>（追記）</p>